

商工団体地域活性化支援事業

■内容

新型コロナウイルス感染症の広がりにより影響を受けた地域経済の活性化・需要喚起を目的として、市内商工団体が新型コロナウイルス感染対策を講じたうえで所在地域を中心に開催する催事に対し、その開催や運営に係る経費の一部を補助する。

■定義

市内商工団体…複数の業種の事業者がその構成員となっている商工団体

例) 商工会議所、各地区商工会、商店街振興組合、商業組合等

ただし、単一業種のみで構成する同業組合は除く

■補助対象者

上記で定義した商工団体または商工団体の連合体

■補助対象事業、補助率等

- 補助対象事業 補助事業を行う団体が、新型コロナウイルス感染症予防として国が示す「新しい生活様式」を踏まえた対策を講じたうえで、所在する地域を中心に、補助対象期間内において地域内外の消費者を対象に開催する、地域経済の活性化や需要喚起につながる催事で、かつ、今後の商業の振興・発展に資するものとする。

また、補助対象期間内に継続して複数回実施する催事で、事業規模の報告以降も催事を開催するものにあつては、事業規模の報告以前に終了した催事も補助対象事業に含めることができる。

- 補助対象経費 外注費、消耗品費、役務費、通信運搬費、会場費（借り上げ料、電気・水道等の仮設工事費等）、広告宣伝費（チラシ・パンフレットの印刷及び折込料、CM放送料）、報償費（講師・ゲスト等謝金）、景品費（景品費を除く補助対象経費の総額を上限とする）

※備品購入費、飲食費、施設改修費、賞金は対象外

- 補助率 上記補助対象経費の 10/10

- 補助限度額 50万円

※補助申請数により、補助限度額が 50万円を下回る場合あり

- 補助対象期間 令和4年4月1日～令和5年2月10日

裏面あり

●補助金計算例

例1 事業費に 50 万円支出(内訳:消耗品費5万円、会場費 10 万円、広告宣伝費 20 万円、景品費 15 万円)

※景品費以外の補助対象経費 35 万円 \geq 景品費 15 万円(全額補助対象)

⇒ 50 万円 \times 10/10 = 50 万円(市補助金交付額)

例2 事業費に 50 万円支出(内訳:消耗品費5万円、会場費5万円、広告宣伝費 10 万円、景品費 30 万円)

※景品費以外の補助対象経費 20 万円 \leq 景品費 30 万円(20 万円が対象上限)

⇒ 40 万円 \times 10/10 = 40 万円(市補助金交付額)

■その他

- 事業規模確認のため、当補助事業の活用を検討している市内の商工団体は、5月27日(金)までに市産業政策課へご連絡ください。
- 同一団体が、複数の補助対象事業に参加する場合の補助限度額は合計 50 万円とする。
- 国、県またはその他の団体から当補助金以外の補助金等を受ける場合は、その額を補助対象経費から差し引くものとする。

■補助金申請の方法

補助金申請の受付は、補助金額内示後～催事開催日の1か月前まで。

詳細は、十日町市商工団体地域活性化支援事業補助金交付要領をご覧ください。

補助金申請時の提出書類

- ・補助金交付申請書(様式第1号)
- ・事業実施計画書
- ・対象事業の経費を疎明する見積書等の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

実績報告時の提出書類

- ・補助金実績報告書(様式第7号)
- ・実施事業概要報告書
- ・請求書、領収書等の写し
- ・印刷物、製作物の完成品
- ・その他市長が必要と認める書類
- ・補助金交付請求書(様式第8号)

お問い合わせ先：十日町市役所産業政策課 経営支援係 (☎025-757-3139)